
西濃桃李高等学校

生徒校則

実り豊かな高校生活を送るために

西濃桃李高等学校 生徒基本心得

1. 私たちは学業・スポーツ・クラブ活動等、得意な分野を探究・精励する姿勢を保ち、自由闊達な考えに立って自らを高めます

2. 私たちは高校生としてふさわしい社会常識を保ちます
 - 1、学力向上を目指し授業に出席します
 - 2、家族・友人・先生に対し、進んで挨拶をします
 - 3、先生との約束は必ず守ります
 - 4、時間を守り、自分で時間を管理します
 - 5、他人に迷惑を及ぼす行為は厳に慎みます

3. 日常の生活においては私たちの国の法律を遵守します

生徒指導の方針（西濃桃李高等学校の約束）

本校の教育理念でもある「他人には常に思いやりを持ち、迷惑をかけない」「一人ひとりが安心して、楽しい学校生活を送れる雰囲気づくり」のため以下に挙げる項目を西濃桃李高等学校の生徒はしてはならない。

生活指導は、基本的な生活習慣【あいさつ・就寝・食事・洗顔・排泄・学習・スポーツ等をさす】を身につけさせること、主に「しつけ」を意味します。次に、個人的生活習慣とは、安全な生活に必要な習慣や態度とともに、あいさつなどの礼儀を身につけさせながら、自主性・集中力・根気等の心的気質の形成を図ることを指します。さらに、礼儀・協調性そして思いやりなどの対人的配慮を通して友達との結びつきを豊かにし、一つの学校の教具を友達と大切に使うという公共心を育てることを社会的生活習慣といいます。

以上の基本的生活習慣・個人的生活習慣・社会的生活習慣の三つを生活習慣の要としながら、個々の生徒への援助を通して、心豊かな人格の形成と自立を図るものとします。

1. 厳重注意事項

生徒心得にもあるとおり、毎日の授業や高等学校生活においては私たちの国の法律を守らなければならない。したがって以下の行為は理由の如何によらず禁止する。

- (1) 暴力
- (2) いじめ
- (3) 他人を威嚇する行為
- (4) 金品・物品の貸し借り又は強要
- (5) 喫煙・飲酒
- (6) 賭け事
- (7) 薬物乱用
- (8) 風俗営業あるいはパチンコなど遊技場への出入り
- (9) 深夜・繁華街の徘徊
- (10) 万引き等犯罪行為
- (11) 無断外泊又は保護者に無許可の旅行

以上の行為等を行った場合には、停学・退学をもって対処を行う。

2. 授業態度について

授業は社会で最低限度とされる教養を身につける場であり、先生と生徒が互いに向き合い、学習だけではなく人間的にも成長することが出来る場である。したがって、授業を妨害する行為をしてはならない。指導にあたっては本人の意図にかかわらず、担当教師の判断をもって指導を行うこととする。

- (1) 授業中は静肅にし、勉学に励む。私語、または教師に注意されるような言動は慎む。
- (2) 授業中は教師の指示に素直に従う。
- (3) 授業中は携帯電話、ポータブル音楽プレイヤーなど、授業に必要としない電子機器を使用しない。

携帯電話については、朝のショートホームルームにて預かり生徒帰宅まで学校保管とする。緊急で電話が必要な場合は、職員室にて教師同伴のもと、通話を許可する場合がある。学校にいる間の保護者による本人への連絡は、本人の携帯電話ではなく、学校へ直接お電話ください。

- (4) 教科書・筆記用具を必ず持参し、忘れ物の無いようする。
※レポートは記名、採点後、返却されたものを本人がファイルで保管。

以上の行為等について、教師による注意・指導に従わない場合には、停学・退学をもって対処する。

3. 出席について

- (1) 欠席・遅刻・早退が事前に分かっている場合は、前もって担任の先生へ届け出て下さい。

連絡先電話番号

0584-82-6611 平日9：30～16：00まで（休校日を除く）

*授業中などで電話に出られないことがあります。その際はお手数ですが、お時間をずらしてお掛け
いただか、留守番電話にお名前・ご連絡先・ご連絡の内容を録音ください。折り返しご連絡いた
します。

- (2) 長期にわたる欠席の場合は、担任と相談の上、所定の形式による届けを担任に提出して下さい。

- (3) スクーリング・期末テストは欠席しない。

「入院」、「三親等以内の近親者の葬儀」、「公共交通機関の停止」、「流感などの出席停止となる病気」
以外の事由によるスクーリング・期末テストの欠席による振替には振替費用が必要です。

*1 入院、転校時期による欠席（入院療養中の生徒は、入院を証明する証明書を提出）

*2 公共交通機関の停止などによる欠席（交通機関が作成する証明書を提出）

*3 流感などの出席停止となる病気による欠席（医師による診断書を提出）

上記事由以外の欠席による振替は、1限につき1000円を当該スクーリング、テストの前に納入し
て下さい。

4. 通学について

- (1) 登下校の際は、交通道徳を守ること。また電車やバスの中でのマナーに気を付けて下さい。

- (2) バイクなどによる通学は禁止。（友人等に乗せてもらうことも禁止）

- (3) 痴漢被害にあわないために

①スカートの丈を短くしない

②周りの様子を見て怪しい人物を先に発見する

③友達と乗車する

④入り口付近を避け、吊革のところまで進む

⑤被害にあった場合には、はっきりと意思表示をする。

⑥別の車両に乗る

5. あいさつ・言動について

- (1) 校内および登下校時には、『おはようございます』『こんにちは』『さようなら』と元気に明るくあい
さつをすること

- (2) 地域社会の方々と触れる際にも、あいさつをし、敬語を使って話すこと

- (3) 素直に謝る、感謝を表す言動をとること

『ごめんなさい』『すみません』『以後気をつけます』

『ありがとうございました』『とても感謝しています』

素直な気持ちで人に接することができると、人は人間的にも学習面でも心身ともに大きく伸びるものです。

6. 衣服・頭髪・装飾品などについて

- (1) 頭髪は高校生らしい端正で清潔な形にする。

*本校では頭髪が変色するような髪型（髪染め・脱色等）やパーマは禁止。

- (2) 高校生としてふさわしくない化粧はしない。

- (3) 不必要な装飾品（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪等）は一切使用しない。

※すでにピアス穴などを開けている場合も登校時には着用しない。

- (4) 眉毛やまつげ、爪に不必要的手を加えることを禁止する。
- (5) 当校が指定する制服を必ず着用して登校する。

以上の行為等について、違反があった場合には、校舎・教室に入ることを禁止する。 その場で帰宅させることとする。

7. 身だしなみ

高校生として恥ずかしくない清潔感のある制服の着用の仕方を心掛けてください。

8. いじめに関して

他人を思いやる気持ちが大切です。本校はいじめ行為はいかなる理由があろうとも絶対に認めません。毅然とした処置指導と処分を行います。

- (1) 言葉によるいじめ
- (2) Twitter、LINE、Facebook等のSNSやインターネット上の掲示板等を使用した誹謗・中傷行為、また個人が特定されるような書き込み
- (3) 目線による無視・嫌がらせ
- (4) 暴力行為…即刻退学処分（如何なる原因・理由であれ、暴力をふるった場合は退学処分とする）
- (5) 金品の恐喝[間接的なものを含む]（如何なる原因・理由であれ、恐喝行為をおこなった場合は退学処分とする）
- (6) その他、第三者から見ていじめと判断されるすべての行為
いじめは人権を著しく侵害する行為であり、断固許すことができない行為です。本校の生徒は自覚を持ち、行動をするように心がけること。

9. 教室・備品の使用について

公共のものを大切に扱うことは人間として必要最低限のマナーです。

- (1) 机・椅子
落書き、穴を空けるなど故意に傷つける行為を禁止します。
*教科書・教材等を学校に置いて帰らない。（机は個人の持ち物ではありません。注意をしても守らない場合は、廃棄処分の対象とします。）
- (2) 教室
常にきれいに保ち、下校時には忘れ物を確認し、身の回りのゴミを片付けること
使用後は机を整頓し、利用した本はもとに戻しましょう。
*備品の破損等があった場合は、すみやかに教師の申し出ること。（故意に行つた場合、また、第三者から見て故意に行つたと判断される場合は、弁償修理をもって、備品等の原状回復・整備等を行わせる処分をします。）

10. 昼食

本校では給食はありません。各自お弁当を持ってきて下さい。もしくは登校前に近隣のお店で購入し、教室で食べるようにして下さい。

11. 登下校時の注意

登下校時には基本的に寄り道なく登校・下校をすること。万が一、普段の帰宅時刻より遅くなる場合は、必ず保護者に連絡を入れること。また、深夜に遊ぶことには多くの危険が潜んでいます。恐喝など危険が潜む繁華街には近寄らないこと。

12. 免許証に関して

生徒一人ひとりの大切な命と健康を守る意味から、自動車・オートバイ・原付の免許取得は卒業まで許可しません。

*免許取得が発覚した場合は、退学処分とする。

*入学前に免許を取得している場合は、入学時に学校側で免許を預かる。免許は卒業時に返却する。

13. 各種届け

(1) 休学

病気その他、正当な理由で2ヶ月以上登校の見込みのない者が、休学を希望する時は、担任と相談し「休学届」を受け取り、必要事項を記入し、捺印し提出する。

(2) 復学

休学届を提出し、休学をした者で、登校できる状態になったときは、担任に相談し「復学届」を受け取り、必要事項を記入し、捺印し提出する。

(3) 変更届関係

住所を変更する場合、担任に報告し、「住所変更届」を受け取り、必要事項を記入し、捺印し提出する。

(4) アルバイト許可願

アルバイト就労については、生徒の健康、学業への影響等を留意し保護者の方と十分に話し合い、「アルバイト許可願」を提出した生徒に許可する。

(5) 退学届け

退学の措置は、生徒本人、保護者、校長、教頭、担任で十分に話し合い、「退学届」を受け取り、必要事項を記入し、捺印し提出する。

(6) 証明書発行(申請から発行まで5日間前後かかります)

「証明書交付願」に所定の手数料、郵送料(往復分)を添えて申請すること。

*詳細については、「証明書交付願」の注)を参照のこと。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| ①在学証明書 | ②英文在学証明書 | ③身分証明書(再発行) |
| ④成績・単位修得証明書 | ⑤英文成績証明書 | ⑥卒業・卒業見込証明書 |
| ⑦英文卒業・卒業見込証明書 | ⑧調査書(進学用・就職用) | の発行 |

それぞれ必要な際には、担任に申請すること。

14. 事故および災害時の授業の休講と注意事項

台風・大雪等による授業の休講

警報発表（特別警報又は暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報）における生徒の登下校について、本校では以下のように対応しますのでご確認をお願いします。テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に細心の注意を払い対応をお願いします。またこの用紙は年間通じてすぐに確認できるところに保管をお願いします。

（1）生徒が登校する以前に警報が発表されている場合 ①大垣市内に住んでいる生徒が、登校する以前に大垣市に警報が発表されている場合 （イ）午前6時までに解除された場合は、平常授業とする。

（ロ）午前6時より午前10時（土曜日は9時）までに解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始する。 （ハ）午前10時（土曜日は9時）までに解除されない場合は、当日の授業は中止する。ただし、（イ）（ロ）の場合において、道路・橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。 ②大垣市以外に住んでいる生徒が、登校する以前に大垣市に警報が発表されている場合、①に準じる。 ③大垣市以外に住んでいる生徒が、大垣市に警報が発表されていなくても、登校する以前に居住あるいは登校時に通過する市町村に警報が発表されている場合、①に準じる。

（2）生徒の登校中に警報が発表された場合 ①警報の発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。 ②時間的・地理的に学校の方が近く、安全確保しやすい場合は登校し、学校で待機する。

（3）生徒の登校後に警報が発表された場合 ①警報発表中は、原則として学校で待機する。 ②下校は、原則として警報解除後とする。ただし、帰宅手段が確保でき、安全に帰宅できると判断される場合は帰宅させる場合もある。（例えば、ご家族の迎えがあるなど） ③下校時刻が通常と変更になる場合や家族の迎えが必要な場合は、eメール・電話などで学校から家庭へ連絡する。

以下の点に特に注意してください ①警報以外の場合は原則平常通り授業を行います。テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意を払い、「警報」と「注意報」とを区別してください。 ②風雨・出水などにより、道路の寸断や交通機関の乱れなどの事態が予想される場合は、普段以上に安全に注意して登下校してください。

交通機関のストライキの場合 上記に準じます。

以上の基準にあてはまらない場合でも、当校が登下校等に危険をきたすと判断した場合は、休講とする場合があります。

地震・火災時の注意事項

通学途中

1. 電車・バス内

- (1) 車掌または運転手の指示に従い、自分勝手に車両から飛び降りない。
- (2) 荷物などを捨て去っても身の安全を守ること。
- (3) 落下物、家屋の崩壊に備え、静まるまで安全な場所に待避する事。
- (4) 正しい情報に従い、行動をする事。
- (5) 必ず家庭または、桃李国際高等学院に連絡を入れること。
- (6) 非常口、非常ボタンはいつも確認し、とっさの事態にも備えられるようにしておく事。

2. 道路歩行中

- (1) その場で最も安全だと思われる場所に身を伏せる。道路上より建物内に飛び込み身を伏せ、揺れがおさまるまでじっと待つ。ブロック塀などは避ける。
- (2) 落下物等は避ける。荷物を頭に身を伏せる。
- (3) 正しい情報に従い、行動をする事。
- (4) 必ず家庭または、学校に連絡を入れること。

西濃桃李高等学校の建物内の時

1. 授業中

- (1) 地震発生とともに、生徒は教師の指示に従い机の下に身を伏せる。
(落下物を避け、気を静める。声は一切出さない。)
- (2) 教師は情報の確実な伝達をいち早く行い、全体を静め落ち着かせる。
- (3) 担当教師の指示があるまで自分勝手に外へ飛び出さない。
- (4) 出席簿により全員の確認を行う。(本部に報告、本部の指示に従う)

2. 休憩時間中

- (1) 教室内にいる時は、授業時間中と同じく机の下に身を伏せる。
- (2) その他の場所にいる時も、近くの教室に入り同じく机の下にもぐる。
- (3) 教師の見回り点検があるまで自分勝手な行動はとらない。

3. 家庭との連絡、引き渡しについて

- (1) 生徒は学校が責任を持って管理掌握し、父母に引き渡すように努める。
- (2) 勝手な帰宅をさせない。
- (3) 家庭から連絡のあった時。
生徒に必ず連絡させ、家庭に心配させない。
引き渡し可能になるまで、お子様を預かっている旨を伝える。
- (4) 非常事態解除にともない、引き渡し、または集団下校させる。
- (5) 引き渡しは、保護者による身元確認の上で行う。

*校舎外へ避難する場合などにエレベーターは使用しない。必ず、階段を使用して避難すること。

保護者の方に特に注意していただきたいこと

次の12項目にあたるような行動・態度がある時には、子どもの周辺に何か良くないことが起きつつあるか、すでに起きていると考えられます。時を逃がさずによく話し合ったり、観察することが大切です。また、このような場合には、担任へご連絡お願いします。

- (1) 言葉遣いや態度が変わったとき
- (2) 身の回りの品や服装を気にし始めたとき
- (3) 夕食時に空腹を訴えないとき
- (4) 妙な友達が訪れるようになったとき
- (5) 読み物が変わったとき
- (6) 勉強や家庭でのお手伝いを怠け始めたとき
- (7) 外出が多くなったとき
- (8) 外泊などがあったとき
- (9) 金遣いが荒くなったとき
- (10) 嘘が多くなったとき
- (11) 手紙や電話に敏感になったとき
- (12) 持ち物に疑わしい点が出てきたとき

西濃桃李高等学校は、保護者の方との連絡を大事にし、生徒・学校・保護者の三位一体の学校運営を目指します。生徒のみなさんが、安全に登下校し、また、当校で大きく成長していただくためにも、学校での勉強、活動の状況、出欠席の様子などをご連絡します。保護者のみなさまもお気づきになられたことがあれば、ご遠慮なくお電話をいただきたく存じます。

西濃桃李高等学校 | 岐阜県大垣市郭町3-209 TEL0584-82-6611㈹ FAX0584-71-8545
学園事務局 | 岐阜県本巣市上真桑1870 TEL058-324-1191㈹ FAX058-324-0347